

令和 6 年度指導監査の 重点事項

令和6年度指導監査等の重点事項（案）

令和5年度の実施結果を踏まえ、次の事項を重点に実施する予定である。（下線部分は新規項目）

重点事項	主な着眼点
<p>社会福祉法人及び社会福祉施設（第一種社会福祉事業の入所施設）</p> <p>(1) <u>社会福祉法に基づく法人の適正な運営</u></p> <p>(2) <u>適切な入所者処遇の確保</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。 ・ 評議員、理事、監事について、欠格事由を有する者が選任されていないか。 ・ 理事会の決議を要する事項について決議が行われているか。 ・ 理事長（選任されている場合は業務執行理事を含む）が理事会において、職務執行に関する報告を行っているか。 ・ 会計規模に応じ会計監査人を設置しているか。 ・ 役員報酬基準を作成し、公表しているか。 ・ 定款、計算書類、事業の概要を記載した書類等を備置き・閲覧の対象とするとともに、ホームページで公表しているか。 ・ 社会福祉充実残額がある場合は、計画を策定し、所轄庁の承認を受けているか。 ・ 地域における公益的な取組を実施しているか。 ・ 会計基準に基づく適正な会計管理を確立しているか。 ・ 適切な職員処遇の確保を行っているか。 ・ <u>職員へのパワハラ、セクハラ等の問題解決に取り組む体制を確立しているか。</u> ・ 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、<u>障害児入所施設</u>については、<u>児童の安全確保に関する計画を策定し</u>、研修及び訓練を実施しているか。 ・ <u>障害児入所施設については、自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</u> ・ 虐待防止及び身体拘束廃止のためのマニュアルを作成しているか。また、虐待防止、身体拘束廃止に関する研修等を実施し意識の向上を図っているか。 ・ <u>事故の未然防止及び発生時の迅速な対応</u>をしているか。また、発生した場合は<u>県に報告</u>をしているか。

重点事項	主な着眼点
<p>(3) 感染症や防災対策の充実強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理体制の充実強化を図っているか。 ・ 衛生管理を徹底させるとともに、職員に対し研修を行っているか。 ・ 感染症を予防するため、適切な感染防止対策を実施しているか。 ・ 入所者預り金管理規程を整備する等、適正に管理しているか。 ・ 業務継続計画を策定し、研修及び訓練を実施しているか。 (児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、助産施設は努力義務とする。) ・ 防災計画等を作成するとともに、見える場所に設置しているか。 ・ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設において、洪水時等における避難等に関する計画（避難確保計画）を作成し、所在市町村に提出し、訓練を実施しているか。 ・ 災害時に備えたライフライン等の点検はなされているか。

重点事項	主な着眼点
<p>1 指定障害福祉サービス事業所</p> <p>(1) 虐待防止及び身体拘束の適正化</p> <p>(2) 基準に定める職員の確保</p> <p>(3) 個別支援計画の策定等</p> <p>(4) 適正な公費請求</p> <p>(5) 工賃の支払・賃金</p> <p>(6) 感染症や防災対策の充実強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止及び身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、委員会での検討結果を従事者に周知徹底しているか。 ・ 虐待防止及び身体拘束適正化のための指針を整備しているか。 ・ 施設従事者に対し、障害者虐待防止及び身体拘束適正化のための研修を定期的実施しているか。 ・ 虐待の防止等のための担当者を設置しているか。 ※R6.4.1 から減算率増（入所・GHは10%、その他1%） ・ 基準に定める職員が適切に確保されているか。 （兼務職員の場合、常勤に必要な勤務時間数に達しているかなどの確認） ・ 契約・計画作成からモニタリング実施までの一連の適切なサービス提供が行われているか。 ・ 各種加算を含む給付費について、適正に請求しているか。 （算定要件・減算実施の有無などの確認） ・ 指定就労継続支援 A 型事業者が、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしているか。 ・ 指定就労継続支援 A 型事業者が、利用者に支払う賃金及び工賃の額について、自立支援給付費から充当していないか。 ・ 指定就労継続支援 A 型事業者が、利用者に対してその希望を踏まえた就労の機会の提供を行っているか。 ・ 指定就労継続支援 A 型事業者の運営規程に、生産活動の内容、利用者の労働時間及び賃金、工賃が定められているか。 ・ 指定就労継続支援 B 型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底のために、委員会の定期開催、指針の整備、研修及び訓練の定期実施をしているか。

重点事項	主な着眼点
<p>(7) 地域との連携 (施設入所・共同生活援助に限る)</p> <p>(8) 情報公表に係る報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画を策定し、研修及び訓練を定期実施しているか。 ※R6.4.1 から義務化⇒減算対象 ・ 防災計画等を作成するとともに、見える場所に設置しているか。 ・ 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設において、洪水時等における避難等に関する計画（避難確保計画）を作成し、所在市町村に提出し、訓練を実施しているか。 ・ 利用者、地域住民、有識者や市町村の担当者等で構成される地域連携推進会議を開催し、運営状況を報告しているか。また、会議の開催のほか、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けているか。 ※R7.3.31 までは努力義務 ・ 情報公表に係る報告がされているか。（障害福祉サービス等情報公表システムで閲覧できるか） ※R6.4.1 から減算対象（5%）
<p>2 指定障害児通所支援事業所</p> <p>(1) 虐待防止及び身体拘束の適正化</p> <p>(2) 基準に定める職員の確保</p> <p>(3) 個別支援計画の策定等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止及び身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、委員会での検討結果を従事者に周知徹底しているか。 ・ 虐待防止及び身体拘束適正化のための指針を整備しているか。 ・ 施設従事者に対し、障害者虐待防止及び身体拘束適正化のための研修を定期的実施しているか。 ・ 虐待の防止等のための担当者を設置しているか。 ※R6.4.1 から減算率増（1%） ・ 基準に定める職員が適切に確保されているか。 (兼務職員の場合、常勤に必要な勤務時間数に達しているかなどの確認) ・ 契約・計画作成からモニタリング実施までの一連の適切なサービス提供が行われているか。

重点事項	主な着眼点
(4) 適正な公費請求	<ul style="list-style-type: none"> 各種加算を含む給付費について、適正に請求しているか。 (算定要件・減算実施の有無などの確認)
(5) 情報提供・自己評価の公表	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供等に関する情報を保護者に提供しているか。 条例等に規定された項目について、保護者アンケート等で評価を受けて改善し、結果を公表しているか。
(6) 感染症や防災対策の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底のために、委員会の定期開催、指針の整備、研修及び訓練の定期実施をしているか。 業務継続計画を策定し、研修及び訓練を定期実施しているか。 防災計画等を作成するとともに、見える場所に設置しているか。 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設において、洪水時等における避難等に関する計画（避難確保計画）を作成し、所在市町村に提出し、訓練を実施しているか。
(7) 情報公表に係る報告	<ul style="list-style-type: none"> 情報公表に係る報告がされているか。(障害福祉サービス等情報公表システムで閲覧できるか) ※R6.4.1から減算対象（入所・GHは10%、その他5%）
3 指定一般相談支援事業所	
(1) 基準に定める職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> 基準に定める職員が適切に確保されているか。
(2) 個別支援計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> 契約・計画作成からモニタリング実施までの一連の適切なサービス提供が行われているか。
(3) 適正な公費請求	<ul style="list-style-type: none"> 各種加算を含む給付費について、適正に請求しているか。 (算定要件・減算実施の有無などの確認)
(4) 虐待防止の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、委員会での検討結果を従事者に周知徹底しているか。 虐待防止のための指針を整備しているか。 従事者に対し、障害者虐待防止に関する研修を定期的実施しているか。

重点事項	主な着眼点
<p>(5) 感染症や防災対策の充実強化</p> <p>(6) 情報公表に係る報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 虐待の防止等のための担当者を設置しているか。 ※R6. 4. 1 から減算対象 (1%) • 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底のために、委員会の定期開催、指針の整備、研修及び訓練の定期実施をしているか。 • 業務継続計画を策定し、研修及び訓練を定期実施しているか。 • <u>情報公表に係る報告がされているか。(障害福祉サービス等情報公表システムで閲覧できるか)</u> ※R6. 4. 1 から減算対象 (5%)